

控除対象個別帰属税額の控除明細書（第6号様式別表2の2）

記載の手引

（令和2年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法第53条第9項（第321条の8第9項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	① 平成30年3月31日以前に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額については、前9年（平成20年3月31日以前に終了した連結事業年度においては7年）以内に開始した連結事業年度において生じたものに限りします。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	② 地方税法第53条第10項（第321条の8第10項）の規定の適用を受けている法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載してください。
3 「当期控除額④」	③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の、（ ）内に記載された金額を控除したもものとして計算します。	